わくわく情報広場

幸手市役所ホームページ
http://www.city.satte.lg.jp/　幸手市　検索

今月の納税など

市・県民税　第2期
国民健康保険税　第2期
介護保険料　第2期
後期高齢者医療保険料　第2期

※納期限までに忘れずに納めましょう。口座振替をご利用の人は、残高不足などにご注意ください。

▼休日納税相談
とき　8月28日(日)午前8時30分～午後5時
ところ　納税課

▼夜間納税相談
とき　8月10日(水)午後5時15分～9時
ところ　納税課

最終日曜日に市役所開庁

各種証明書の交付や納税相談などを行うため、毎月最終日曜日(今月は28日)午前8時30分～午後5時、市役所の一部を開庁します。

開庁窓口　市民課、保険年金課、税務課、納税課

※詳しくは、各担当課まで。

上下水道料金納入に夜間窓口開庁

毎月、夜間(午後8時まで)に上下水道料金を納入できるよう第2浄水場を開庁しています。8月は30日(火)です。ご利用ください。

問合せ　水道管理課☎(48)0050・FAX(48)0120

ふるさと納税制度のご寄附のお礼

ふるさと納税制度のご寄附については、市内外の多くの人からいただき、誠にありがとうございました。市では、ご寄附をいただいた人に、感謝のきもちを込めて、「幸手特別栽培米【特選幸手のこしひかり(新米)】」を贈呈させていただきます。

なお、この寄附については引き続き受け付けておりますので、今後ともご協力をお願いします。

◎ご寄附をいただいた人
(平成23年4月1日～6月30日)
吉田　善紀様　東京都町田市
中谷　泰隆様　三重県鈴鹿市
佐藤　弘一様　埼玉県鴻巣市
室岡　伸寿様　埼玉県新座市
星郷はるか様　(桜宮市)
幸咲みそら様　(桜宮市)

公表を希望されない人　18名様

※平成23年6月30日時点で入金の確認ができている人について、順不同で掲載させていただいております。

▼平成23年度寄附者総数　24件
▼寄附金総額　41万1千円

問合せ　○税額控除以外全般は財政課　内線252・FAX(43)3783　○寄附金に対する税額控除関係は税務課　内線132・FAX(43)1125

男女共同参画に関する作品募集

市では、男女共同参画推進事業の一つとして、11月5日(土)にウェルス幸手で開催される「健康福祉まつり」に展示する作品を募集しています。

テーマ　「男と女の支え合い」
種類・規格　①絵手紙(はがきサイズ)　②川柳(色紙や短冊)　③写真(L判かはがきサイズ)
※作品は原則返却しません。
応募資格　市内在住、在勤、在学の人(小学生以上)
応募期限　9月30日(金)
応募方法　作品の裏に住所・氏名・性別・電話番号を記入
応募先・問合せ　人権推進課　内線162・FAX(44)0257

冷蔵倉庫用家屋(非木造)の固定資産税

平成24年度分の固定資産税から、一定の冷蔵設備を有する冷蔵倉庫用建物の固定資産税評価額の計算方法が変更されます。

対象となる冷蔵倉庫用建物を所有されている場合は事前に現地調査などが必要になりますので税務課資産税担当にお問い合わせください。

▼冷蔵倉庫用建物の要件
①非木造(木造以外)の倉庫用建物
②保管温度が常に摂氏10℃以下に保たれる倉庫
③建物自体が冷蔵倉庫となっているもの

問合せ　税務課　内線137・FAX(43)1125

環境ホットライン

野外焼却(野焼き)の禁止

「ゴミを燃やしていてにおいがする。」「煙で窓が開けられない。」「洗濯物がよごれた。」など、ゴミの野外焼却に関する苦情が市役所に多く寄せられています。

紙くずを燃やしたり、庭木のせん定した枝葉を燃やしたりして、ご近所に迷惑をかけていませんか。

野外(庭や空き地、ドラム缶など)における廃棄物(ゴミ)の焼却は、ビニール類はもちろんのこと、家庭で発生するゴミ(紙類や庭木のせん定くずも含む)であっても、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の違反行為になります。

廃棄物の焼却は、ダイオキシン類の発生の原因となるほか、焼却に伴う煙、悪臭、飛灰などにより生活環境に迷惑をかけることになりますので、野外焼却は止めましょう。

幸手市長選挙立候補予定者説明会

とき　9月27日(火)午後1時30分から
ところ　市役所第2庁舎1階第5会議室
内容　立候補の手続きなど
※会場の都合により、立候補予定者を含め1候補者につき3人まで。
問合せ　選挙管理委員会　内線673・674

児童扶養・特別児童扶養手当の現況届の提出

児童扶養手当または特別児童扶養手当を受給されている人は、「その年の8月1日における養育状況や所得状況」を記載した現況届を提出していただくことになっています。現況届は受給者のみなさんに、郵送しますので、期間内に提出してください。
期間　8月10日(水)～13日(土)
午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)
※13日(土)は午前9時～正午。
ところ　ウェルス幸手2階会議室
※13日は子育て支援課窓口。
※提出されない場合は、8月分以降の手当が受給できなくなりますのでご注意ください。
問合せ　子育て支援課☎(42)8454・FAX(42)2130

既存建築物耐震診断補助

既存建築物耐震診断および同耐震改修工事補助金制度を4月1日から開始しました。
昭和56年5月31日以前に建築確認を取得し建築した木造一戸建ての住宅などを対象に、耐震診断や耐震改修工事を行う場合の補助金制度です。
▼耐震診断
・木造一戸建ての住宅または併用住宅で地上2階建て以下のものを対象とします。
・申請者は、建築物の所有者または申請について所有者の承諾を受けているこの建築物に居住している人。
・市内の建築士事務所に所属する建築士が行う耐震診断を対象とします。
▼耐震改修工事
・補助制度による耐震診断を実施し、その結果補強工事が必要であることから行う耐震改修工事を対象とします。
・申請者は、建築物の所有者または申請について所有者の承諾を受けているこの建築物に居住している人。
・市内に事務所を置く建設業者が行う工事を対象とします。
・両補助制度共に業務を依頼する前に見積書を添付して申請書を提出ください。
詳しくは市ホームページをご覧いただくか、建築指導課へお問い合わせください。
問合せ　建築指導課　内線572

ごみ巡回パトロール・集積所調査の実施

市では、近年多発している資源物の持ち去りや不法投棄を防止するため、パトロールを実施しております。また、各地区のごみ集積所の状況や収集ルートの確認などを行うための調査も併せて実施しております。
本業務の実施にご理解とご協力をお願いいたします。
調査・パトロールの委託業者
㈱セントラル・アメニティ(大字千塚238番地16)
期間　平成24年3月31日まで
問合せ　環境課☎(48)0331・FAX(48)2226

道路河川課から

▼乗り上げブロックなどの撤去について(お願い)
車庫や駐車場出入口前の「乗り上げブロックや鉄板スロープ」は、通行の障害となり危険です。
歩行者がつまづいたり、オートバイや自転車の転倒事故などの原因になりますので撤去してください。撤去後の段差解消工事は個人負担による工事になります。なお、段差解消工事をするには申請が必要となりますので詳細はお問い合わせください。
▼道路に穴があいていたら
市道の破損を放置しておきますと、車両事故や歩行者が怪我をしてしまう可能性があり危険です。市でも危険か所の発見と補修に努めていますが、つぎのような場所を発見されましたら、ぜひ、ご連絡をお願いします。
・道路に穴や陥没がある
・側溝の蓋が壊れている
・ガードレールが壊れている
※現地の住所と目標物などをご確認のうえ、ご連絡ください。
▼道路・水路のサポーターを募集
市では、道路や水路のサポーターとして、自主的に美化活動を行っていただけるボランティア団体などを募集しています。
・概ね10名以上の団体
・活動範囲は団体などが希望する区間(50m以上)
・活動日数は、年2回以上
※市では、軍手などの消耗品の支給や貸与、保険の加入、活動内容を示す看板の設置(希望による)などを行ないます。
問合せ　道路河川課　内線554・555

なお、つぎのような焼却は禁止されていませんが、煙などの発生によって近所迷惑となる可能性があります。やむを得ず焼却を行う場合は、時間帯や風向きなどに十分注意をはらい、周辺環境に配慮するようお願いします。
▼どんと焼きや、お焚き上げなどの風俗習慣上の行事を行うために必要な焼却
▼稲わらの焼却など、農業などを営むためにやむを得ないものとして行われる焼却
▼落ち葉焚きや、焼き芋などの日常生活を営む上で通常行われる軽微な焼却
※ただし、煙や悪臭がひどく、苦情があった場合は、公害として対応することがあります。
問合せ　環境課☎(48)0331・FAX(48)2226

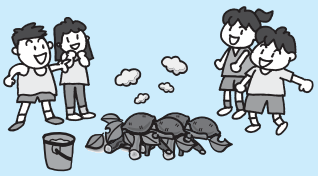

■6月の救急と火災／救急車出動件数194件(急病110件、交通事故27件、その他57件)
火災発生状況4件　火災と救急は119番(火災発生時の問い合わせは、☎(43)6966(西分署))